2004年地方行政法下の村落自治と村長選挙

――ジョクジャカルタ特別州バントール県内の事例――

黒 柳 晴 夫*

Local Autonomy and the Village Head Election under Law of 2004 on Regional Governance: A Case Study in Bantul Ragency in the D. I. Yogyakarta Province

Haruo KUROYANAGI

1. はじめに

東南アジア各国では、戦後独立の混乱が落ち着いて国民国家の建設が緒に就くと、それぞれの政権は、中央集権的権威主義体制の下で国民を政治過程から排除して緑の革命¹⁾ による食糧自給化政策とそれに続く工業化政策を強権的に進めてきた。よく知られているようにその方策として取られたのが、国家や民族の利害を最優先させ、経済成長による国力の強化を目指して中央政府中心に人的・物的資源を集中的に動員・管理する開発主義²⁾ であった。たとえばインドネシアのスハルト、フィリピンのマルコス、マレーシアのマハティール、シンガポールのリー・クアンユー、タイのサリットやタノームなどの政権がそれに該当する好例であった。

開発政策の推進は、確かに一方で、いずれの国や地域でも経済発展が進み、富の配分をかつての貧困層にまで広げ、いわゆる中間層の形成とその拡大をもたらしてきた。しかし、他方で、開発政策を推進してきた中央集権的権威主義体制の下では、常に国益が優先されてきた結果、人びとは、身近なコミュニティを始めとする基礎自治体からそれを超えた広域自治体、さらには国家レベルに至るまで、それぞれの段階の政府の政治的意思決定に実質的に参加ができなかった。そのため、このような抑圧体制の継続は、人びとの間に政府に対する批判や不満を鬱積させることになり、やがて各国や地域における1990年代の内発的な民主化の台頭を生み出してきた。

インドネシアにおいても同様であったが、政府に対する批判や不満の顕在化の直接の引き金になったのは、1997年にタイに端を発した通貨危機であった。その通貨危機は、スハルトの権威主義体制批判を加速させて社会的・経済的危機へと拡大、深化した。そして、翌98年の5月政変によって32年間続いたスハルトの中央集権的権威主義体制が終焉を告げたのである。しかし、これは、また外在的要因によって世界銀行やIMFに主導され

^{*} 文化情報学部 文化情報学科

た市場重視への転換と、先進国主導の国際世論に後押しされた民主主義重視への転換を余儀なくされたことによるものであった。

ところで、「民主化」は、人びとが政府に対して意見を申し立てる自由度が増していくとともに、投票や公職に就くことによって政治的意思決定への参加度が増していくことであり、換言すれば民主主義がより実現されていく過程を意味している。しかし、民主主義の言葉を使う時には、一方で多数の人が支持する意見に従うべきだという原則とともに他方で少数の意見も尊重されるべきだという原則も想起されるように、民主主義の概念は曖昧でありまた多義的でさえある。そこで、本稿では民主主義をダールの提起した操作概念ポリアーキー(polyarchy)に従って多数者による支配の意味で用い³⁾、したがってそれを実質化する過程を民主化と捉えて考察を進める。

発展途上国では今や民主化は避けることのできない政治的潮流になっている。その変化は、抑圧や排除を生み出してきた中央集権的体制から、民主主義の証ともされる地方分権的体制への転換である。地方分権化は、中央集権と比較してより多数の人が政治的意思の決定過程に参加できる方法であり、その意味で地方の民主化でもある⁴。

インドネシアでは、スハルトの退陣後の混沌としたなかで、スハルトの残任期間を埋め たハビビの下で地方と地方住民の権益を重視する地方分権的民主主義への転換が一気に進 められた。具体的には、「スハルト体制」を支えるために国家優先・中央政府中心の画一 化を志向した中央集権的統治主義に立って1979年に制定された「村落行政に関する1979 年インドネシア共和国法律第5号(Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 5 Tahun 1979 tentang Pemerintahan Desa)」(以下「1979年村落行政法」と略記)が廃止されて、1999年 に地方と地方住民の権益に応える地方自治を確立するために民主化と多様化を志向した地 方分権的民主主義に立つ「地方行政に関する1999年インドネシア共和国法律第22号 (Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 22 Tahun 1999 tentang Pemerintahan Daerah)」(以 下「1999年地方行政法」と略記)が制定された。その後、十分な準備期間と準備段階を 踏まえる余裕もなく制定された1999年地方行政法のいわゆる行き過ぎた民主化が問われ て、見直しが行われた。それが、2004年10月に制定された現行の「地方行政に関する 2004年インドネシア共和国法律第32号 (Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 32 Tahun 2004 tentang Pemerintahan Daerah)」(以下「2004年地方行政法」と略記)である。こ の間の地方行政法の制定と改正の経緯および同法に定められた村落行政制度の内容につい てはすでに別稿で詳述したのでここでは触れない⁵⁾。

そこで、現行の2004年地方行政法の下で地方において民主化がどのように実質化されてきているのだろうか。その実態を、村民の村落行政に対する意思表明の自由度や投票などによる参加度に着目しながら、ジャワ農村における村長選挙の事例を通して示してみよう。2004年地方行政法では村長の任期は6年とされており、以下に取り上げるジョクジャカルタ特別州(Daerah Istimewa Yogyakarta)のバントゥール県(Kabupaten Batul)では、村長選挙が2014年に実施される大統領選挙や総選挙の時期と重なって混乱することを避けるために、県内全75カ村のうち2014年4月までに任期を迎える20カ村の村長の選挙が2013年12月15日に実施された。そこで本稿では、そのなかの一つ、ジュティス郡(Kecamatan Jetis)チャンデン村(Desa Canden)の事例を取り上げる。

2. チャンデン村の概況

調査村のチャンデン村は、ジョクジャカルタ特別州の州都ジョクジャカルタ市の南側にインド洋に面して広がるバントゥール県の中央部にあって、ジョクジャカルタ市の中心から南に約15km、県庁のあるバントゥールの町から南南東に約7kmの距離に位置している 6)。村の東側に沿ってムラピ(Merapi)火山を源にしたオパック川(Kali Opak)が流れ、村の中央東側にはオパック川に取水堰が作られている。したがって、村は火山灰の肥沃土と灌漑用水に恵まれた平坦な水田稲作農村を形成している。チャンデン村の面積は5.36kmで、表1に示すように2013年の調査時にはここに3,784世帯、12,836人が住んでおり、人口密度は、農村部にありながら近隣の村々と同様に非常に高く、2,394.8人/km²にも達している。チャンデン村は、1918年に旧王候による支配制度が廃止されて地方行政制度の見直しが行われた時に旧3カ村が合併してできた村で、15の部落(Dukuh)で構成され、さらにそれぞれの部落は4~6の隣組(RT: Rukun Tetangga)に分かれている。

N0	部落名	男 (人)	女 (人)	人口計 (人)	世帯数 (戸)	世帯平均 (人)	隣組数
1	Gadungan Kepuh	288	319	607	142	4.27	4
2	Gadungan Pasar	279	280	559	139	4.02	4
3	Jayan	274	268	542	183	2.96	6
4	Wonolopo	285	281	566	173	3.27	4
5	Kiringan	441	432	873	253	3.45	5
6	Ngibikan	456	487	943	301	3.13	6
7	Banyudono	439	479	918	278	3.30	6
8	Suren Kulon	394	385	779	224	3.48	4
9	Suren Wetan	448	914	1362	265	5.14	5
10	Gaten	273	284	557	186	2.99	4
11	Beran	409	418	827	275	3.01	6
12	Plembutan	456	478	934	309	3.02	5
13	Canden	596	604	1,200	387	3.10	6
14	Kralas	537	543	1,080	341	3.17	6
15	Pulokadang	578	511	1,089	328	3.32	5
	合 計	6,153	6,683	12,836	3,784	3.39	76

表1 チャンデン村部落別人口・世帯数・平均世帯員数・隣組数

チャンデン村の住民の生業は、基本的に農業を営む農家とその農家に雇用されて農業労働で生計を立てている土地無し農民であるが、近年はジョクジャカルタの事業所や商店などに通勤している人も増えている。村内には、数人を雇用している家具や手工芸品の製作をする小さな事業所が20カ所あるが、その他には市場が1カ所、雑貨や農薬と肥料あるい

資料:チャンデン村役場2013年8月27日付資料

⁽注) No.1~No.7 は旧Gadungan村に、No.8~No.12 は旧Suren村に、そしてNo.13~No.15は旧 Kralas村に属していた。

は建築材を扱う小さな店が4, 簡単な飲食やコーヒなどの提供や野菜を販売するワルン (Warung) と呼ばれる露店が15, 衣料や道具類のレンタル屋が2, 美容院が1ある程度で⁷⁾, 居住人口に比べて村内で営まれている店が少ないため, 日常の食料以外の買い物の多くは バントゥールやジョクジャカルタの町に出て行われている。

村内の学校教育は、私立の幼稚園が4園(園児合計190人)、公立の小学校が5校(児童合計565人)、私立の小学校が2校(児童合計162人)、公立の中学校が1校(生徒合計153人)、私立の中学校が1校(生徒合計60人)あり、そのほかにイスラム教育の寄宿学校(Pondok Pesantren)(児童・生徒合計156人)が1校あり、そのほとんどは村内の通学者である。また、村民の宗教についてみるとイスラム教徒のムスリムが圧倒的多数の96.6%を占めており、イスラム礼拝所のメスジッド(Masjid)が32ある。しかし、少数ではあるがキリスト教徒が3.4%おり、教会が1ある 8)。

チャンデン村は、2006年5月27日に発生した中部ジャワ地震で震源地に近かったために壊滅的な被害を受けた。震災による死亡者数が251人、全壊家屋数が3,008戸、被災世帯数が3,125世帯、被災者数が10,426人におよび 9 、ほぼ全戸が被災する未曾有の震災であった。被災後国内外からさまざまな支援の手が伸べられたこともあって、現在では震災の復興も進んで、人びとは元の生活に戻っているが、被災当時は早急の復興が村政府に課された急務の課題であった。

3. 選挙委員会と選挙プログラムの実施

(1) 村長選挙実施に至る経緯

前述したように、2014年に予定されている大統領選挙や総選挙の時期に村長の任期満了などに伴う村長選挙の実施時期を迎える村については、県の指導で選挙時期の重複による混乱を避けて2013年12月15日に村長選挙を実施することになった。チャンデン村の村長スパント(Supanto)は、2007年にジョクジャカルタ特別州の職員を55歳の定年で退職し、翌2008年4月5日に村長に選出された。村長の任期は2004年地方行政法よって1任期6年と定められているため、かれの任期は2014年3月で満了となることから、チャンデン村も村長選挙を2013年12月15日に実施することになったのである。

スパントは、ジョクジャカルタ特別州を定年になるまで州知事の議定書の作成や儀礼を担当するプロトコルの職務に就いていた。村の住民であるとともに、その堅実な職務経験と温厚な人柄、さらに加えて州の幹部にも面識があることなどから、在職中の2002年に周囲の人びとの要請を受けて1999年地方行政法によって新たに発足した村議会(BPD: Badan Perwakilan Desa)議員の最初の選挙に立候補して当選したのである。議員の任期は2012年までの10年で、かれは村議会の副議長に選出された。

2006年の中部ジャワ地震で壊滅的な被害を受けた翌年12月に、当時の村長が任期を迎えたため、大規模災害の混乱のなかで任期満了に伴う村長選挙が行われた。スパントは、やはり周りの要請で震災復興を期待され、村議会議員を辞任して立候補し、4人の立侯補者で争われた選挙に勝って独立後第4代目の村長として選ばれた。そして今回の村長選挙は、2014年3月にかれの任期が満了になるのに伴って実施されることになったのである。

(2) 村長選挙に関するバントゥール県知事規則

2013年12月15日に実施された村長選挙については、2013年9月10日付で全49箇条からなる「村長の立候補・選挙・任命・辞職等々に関する2013年バントゥール県知事規則第52号 $^{10)}$ (以下「2013年バントゥール県知事規則」と略記)が定められており、これに従って実施された。

同規則は、すべての村で選挙が公平で円滑に実施されるように、「第1章 総則、第2 章 村長の選挙(第1節 任期終了の通知, 第2節 基本原則, 第3節 村長選挙の予算, 第4 節 有権者の決定, 第5節 投票実施グループ (KPPS: Kelompok Penyelenggara Pemungutan Suara), 第6節 有権者名簿, 第7節 立候補見込み者の探索と選出, 第8節 被選挙資格の ある立候補者の確定。第9節 立候補者のマークと立候補順の決め方。第10節 投票。第 11節 投票の集計, 第12節 投票で選出された候補者の確定, 第13節 報告責任), 第3 章 選出された村長候補者の確認, 第4章 村長の誓約と任命, 第5章 村長に対する制裁と その方法 (第1節 村長のための制裁, 第2節 制裁の方法の原則), 第6章 辞職・解職 (第 1節 全般, 第2節 死亡による辞職, 第3節 依願辞職, 第4節 解職), 第7章 村長の職務(第 1節 村長の任命, 第2節 村長の権利と義務), 第8章 村長が代理する職務 (第1節 村長 が代理する職務の任命、第2節 村長が代理する職務の責務・機能・権限・義務)、第9 章 村長選挙実施費用,第10章 決定・文書・調書・選挙委員会の印章・投票用紙の例, 第11章 終了の確定」について、細かにルールを定めている。このような県による県内一 律のしかも子細なルールの制定によって、一方では確かに特定の勢力による恣意的な選挙 などを排除して、民意の公正な表示を担保することになっているが、しかし、それは他方 で県による非常に管理された選挙の実施を求めることになり、それぞれの村の個別事情が 表現されにくくなっているともいうことができる。

(3) 選挙委員会の発足と選挙プログラムの実施

この2013年バントゥール県知事規則によれば、村長選挙の実施の基底をなす組織は、村民が選出した代議員で構成される村協議会(BPD: Badan Permusyawaratan Desa)¹¹⁾であり、また村長選挙を実際に推進する要となる組織は、その村協議会によって選出された選挙委員によって構成される選挙委員会(Panitia Pemilihan)である。村長選挙は、村協議会が現職村長に対して任期満了6カ月以前にやがて任期満了になることを文書で通知する(2013年バントゥール県知事規則第2条(1))ことから始まるといってよい。そして村協議会が、村長選挙推進の要となる選挙委員を任命して選挙委員会を組織し、その選挙委員会が活動を開始することで村長選挙のプログラムがスタートするのである。

チャンデン村では、選挙実施予定日の2013年12月15日の2カ月半前にあたる10月1日に選挙委員会が組織された。選挙委員会の構成メンバーは表2に示す9人である。これで分かるように、有識者、村協議会、青年組織、村の互助組織などから代表が入るように委員が選ばれ、それに実務を担当する役場職員が加えられた構成になっており、委員長には最年長の高等学校教員のプルヲノ(Purwono)が選ばれた。選挙委員会は、まず2013年バントゥール県知事規則第3条に定められているように、村協議会の承認を得て村長選挙に関する基本原則を決め、それに基づいて表3に示すように選挙が完了するまでの一連の選挙に関するプログラムとその日程を決めた。また、選挙委員会は、選挙費用について詳細

黒 栁 晴 夫

表2 チャンデン村村長選挙委員会の構成

No	名 前	性別	年齢	職名	職業	居住部落
1	Purwono	男	55	委員長	高等学校教員	Ngibikan
2	Badiman	男	45	書記	チャンデン村役場宗教・住民福祉係 長 (大卒)	Suren Kulon
3	Suryaningsih	女	23	会計	チャンデン村役場財政係職員(大卒)	Plembutan
4	Sunaruyo	男	45	委員	チャンデン村協議会書記 (大卒)	Jayan
5	Rajiman	男	45	委員	チャンデン村職員	Jayan
6	Supriyanto	男	35	委員	LPMD(村民権限付与委員会)会長 チャンデン村職員	Suren Wetan
7	Toriwijaya	男	23	委員	青年団リーダー チャンデン村職員	Gadungan Pasar
8	Sajiyo	男	52	委員	BKM (社会自助グループ) 代表 小学校長 (大卒)	Plembutan
9	Sukijan	男	50	委員	チャンデン村役場行政係長	Ngibikan

資料:チャンデン村選挙委員会資料 2013年12月14日調べ

表3 2013年バントゥール県ジュティス郡チャンデン村村長選挙事業日程

No	月 日	期間	事 業 内 容	備考
1	10月1日	1日	村長選挙委員会発足	
2	10月8~10日	3 日	規則の作成 予算計画の作成	選挙委員会
3	10月7日	1日	村における社会化(周知)	選挙委員会
4	10月12, 13, 16, 19, 22日	5 日	全15部落における社会化(周知)	選挙委員会
5	10月24日	1日	実務グループの発足	投票実施グループ
6	10月27日	1日	有権者資料更新作業担当者の決 定	選挙委員会
7	11月5日	1日	有権者資料更新作業担当者の訓 練	選挙委員会
8	11月6~16日	10日	有権者の登録 有権者名簿の編集 有権者名簿の通知 有権者のアルファベット順整理 追加有権者の登録	有権者の登録 有権者名簿のタイピング 有権者名簿のアルファベット順 整理 申し込み,提案,追加,変更は, 有権者名簿の通知から遅くとも 7日以内
9	11月17日	1日	有権者名簿の最終決定	選挙委員会
10	11月4~9日	5 日	立候補予定者の受付	
11	11月10~15日	6日	立候補予定者の受付の延期	もし立候補予定者が3人に達し ない場合は受付を6日延期する

2004年地方行政法下の村落自治と村長選挙

12	11月18日	1日	立候補予定者の決定と発表	立候補予定者に対する問題の提 訴は立候補予定者の決定から7 日以内に行われる
13	11月19~20日	2 日	立候補予定者に候補と規則の書 類を送る	選挙委員会は村協議会に書類を 提出する
14	11月21~22日	2 日	立候補予定者の書類選考	規則の書類の調査研究と立候補 予定者の確認
15	11月23日	1日	被選挙権を持つ立候補者の確定 と発表	被選挙権を持つ村長立候補者は 辞退できない
16	11月25日	1日	立候補者の支援 一緒に公表される立候補者の順 番やポスターの決定	選挙委員会は立候補者の順番を くじ引きで決める ポスターの決定はいつでも行っ ているが、立候補者の通行証の 写真は使用できない すでに決まった順番とポスター はその日のうちに確定され、公 表される
17	11月27日	1日	投票実施グループの研修	選挙委員会
18	11月30日~ 12月13日	7 日	有権者への投票案内の作成と配 布	投票実施グループ
19	12月7日	1日	村における立候補者の構想と ミッションのキャンペーンと配布	選挙委員会
20	12月8~13日	5 日	部落における立候補者の構想と ミッションのキャンペーンと配 布	選挙委員会
21	12月14日	1日	冷静の日 投票所への投票箱の配送	選挙委員会 選挙委員会
22	12月15日	1日	投票の実施	選挙委員会
23	12月18日	1日	県知事に選挙結果の報告と選ば れた立候補者の確認資料を伝達	郡長を通して県知事に伝達される報告は選挙結果が確認されてから遅くとも3日以内に郡長に伝達され、郡長は報告を遅くとも7日以内に県知事に伝達する選出された候補者に対する問題の提訴は選出された候補者の決定から7日以内に選挙委員会に申し出る
24	12月20日	1日	県知事による選出された候補者 の確定	県知事による村長選挙で決定された選出候補者の確定は、選挙結果の報告を受けてから15日以内
25	12月21~28日	7日	村長就任の準備	任命証書の交付と就任に必要な 費用
次率	・2012年10日0日4		ン村選送禾昌合佐はの口程主12 b 2	

資料:2013年10月8日チャンデン村選挙委員会作成の日程表による

に検討してその結果を村協議会に提出し、それを受けて村協議会が選挙予算を決定した(2013年バントゥール県知事規則第4条による)。選挙費用は、選挙の実施が予定されていることからあらかじめ村に交付されている村予算のなかから充当され、今回のチャンデン村の村長選挙予算は総額85,500,000ルピアに上った。支出の大きい項目を挙げると、第1は選挙事務局費で総額の21.68%、第2は投票実施グループの手当で同18.13%、第3は投票実施費で同12.16%、第4は選挙委員の手当で同10.11%、第5は監視委員(Pengawas)の手当で6.35%、第6は立候補者の演説会を含む選挙公報費で6.34%などとなっていた。この選挙プログラムと日程および選挙予算については、11月8日付で村協議会から郡長および県地方局村行政課長を通じて県知事宛てに「2013年チャンデン村村長選挙費予算計画に関する2013年第12号年チャンデン村協議会決定」と「2013年チャンデン村村長選挙プログラムに関する2013年第13号チャンデン村協議会決定について」の報告文書が送付されている。

選挙委員会は、このプログラム日程に従って前掲表3に示したように次々とプログラムを実施していった。その主な内容と経過を次に示しておこう。

- ① 村長の任期満了に伴う村長選挙の実施について、10月7日に村政府へそのプログラムと日程を伝えるとともに、10月12日から22日にかけて村内全15部落へ部落長を通じて周知を図った。
- ② 10月24日の選挙委員会で、表4に示すように15部落内に設置する投票所を前回2007年の村長選挙と同様に合計25カ所と決めた。そして、2013年バントゥール県知事規則第7条に従って、その投票所ごとに投票日を中心に投票の実務にあたる投票実施グループを組織した。同グループの委員は各部落から推薦され、それを受けて選挙委員会によって任命され、その主要な職務は、選挙委員会の指示の下に投票日の当日に投票所において投票と集計の実務に携わることである。したがって同グループは選挙委員会に対して責任を負っている(2013年バントゥール県知事規則第7条(7))。グループの委員に就任できるものは立候補者と親族関係にない者であり、また委員の就任にあたっては唯一神を信仰し、1945年憲法と国是のパンチャシラを遵守することの誓約を義務づけられている(2013年バントゥール県知事規則第7条(6))。実際に選ばれている委員は、部落長、書記、会計などの部落役職者や農家グループ長、青年団長、隣組長などのリーダー層を中心に構成されており、これに社会保護と秩序維持のために県知事の任命で各部落に配置されている社会保護委員(LINMAS: Perlindungan Masyarakat) が加わっている。
- ③ 有権者名簿については、2013年バントゥール県知事規則第8条および第9条に従って、役場職員で選挙委員に就任しているものが中心になって、部落長と投票実施グループの協力の下に有権者名簿の作成作業が進められ、最終的に村協議会が確認して(2013年バントゥール県知事規則第9条(4))11月17日に有権者とその名簿が確定された。有権者は17歳以上とそれ以下の結婚している村民で、今回のチャンデン村の有権者総数は9,293人であった。名簿には、名前、性別、生年月日、出生地、年齢、未既婚の別、住所などが記されている。
- ④ 立候補者の届け出の受付については、2013年バントゥール県知事規則第2章第7節の定めに従って、選挙委員会が受付の日時、場所、提出書類を公示し、11月4~9日の5日間行われた。就任1期目の現職の村長も立候補ができるが、その際には現職村長は郡長

表4 2013年12月15日実施チャンデン村村長選 挙の村内投票所

投票所No	部 落 名
1	Gadungan Kepuh
2	Gadungan Pasar
3	Jayan
4	Wonolopo
5	Kiringan
6	Kiringan
7	Banyudono
8	Banyudono
9	Ngibikan
10	Ngibikan
11	Gaten
12	Suren Wetan
13	Suren Wetan
14	Suren Kulon
15	Suren Kulon
16	Beran
17	Beran
18	Plembutan
19	Plembutan
20	Canden
21	Canden
22	Kralas
23	Kralas
24	Pulokadang
25	Pulokadang

資料:チャンデン村村長選挙 選挙委員会資料

を通じて県知事に選挙中の休職願いを申請し、県知事から許可を得なければならないことになっている(2013年バントゥール県知事規則第12条)。しかし、これまでチャンデン村の村長を務めてきたスパントは、前にも触れたよう村長を2期務めることを望まなかったため、結果的に表5に示した4人が村長の立候補者として名乗りを上げた 13)。

村長に立候補できる条件は、2013年バントゥール県知事規則によればインドネシア国民の村の在住者(2013年バントゥール県知事規則第1条の13)で、選挙委員会の定めた条件を満たしていること(2013年バントゥール県知事規則第1条の14)とされ、それ以外の条件はとくに示されていない。しかし、チャンデン村の選挙委員会は、村協議会議員の立候補者の条件に準じて 14 、その他に、a. 義務教育の課程の修了者、すなわち中卒以上であること、b. 6カ月以上の村内在住者でチャンデン村の住民登録証(KTP: Kartu Tanda

No	名 前	性別	年齢	生年月日	学 歴	職業	住 所
1	Subagyohadi	男	45	1968年5月30日	高校卒	村協議会議員 農業	Plembutan
2	Bandiya	男	42	1971年8月6日	高校卒	バティック会社 警備員	Kralas
3	H. Mashudi	男	61	1952年2月3日	大学(宗教)卒	チャンデン村役 場書記	Jayan
4	H. Muh Subak	ir 男	60	1953年5月2日	大学(教育)卒	小学校校長を定 年	Plembutan

表5 チャンデン村村長選挙立候補者

資料:チャンデン村選挙委員会資料より作成

Penduduk) の所持者であること, c. 年齢が25歳以上65歳までの人であること, d. 禁固の犯罪歴がないこと, e. 唯一神アッラーへの信仰心を持っていること, f. 建国五原則パンチャシラと1945年憲法への忠誠を誓うこと, などを基本条件としていた。

また、チャンデン村の選挙委員会は、2013年バントゥール県知事規則に定められてはいないが、村長候補者の選択肢を増やすことで住民の村長選挙への関心を高めることを目指して、立候補者が3人以上いることを条件とした¹⁵⁾。当初は最初の立候補受付期間でこの条件が満たされないことも懸念されたため、前掲表3に示されているように立候補受付期間の延期も予定されていたが、期間内に4人が立候補の届け出をした。

- ⑤ 選挙委員会は、届け出の受付をした立候補者から提出された書類を審査するとともに役場を通じて候補者の住民登録、居住歴、学歴、犯罪歴などの確認を行い、その結果をもとに11月25日に正式な村長立候補者を決定して公表した。当初に届け出の受付をした4人が全員正式の立候補者として承認された。前掲表3に示されている立候補者の順番は、2013年バントゥール県知事規則第18条に従って全員を集めた席でくじ引きによって決められた。
- ⑥ 選挙委員会は、11月17日に役場隣の集会所に投票実施グループを集めて研修会を開き、有権者者への投票通知状の作成と配布、投票所の開設準備、投票日の有権者の受付・投票用紙の渡し方・投票方法・有権者の退場・投票結果の集計と報告などの手続きや留意事項について周知を図った。また、選挙委員会は、有権者へ選挙の実施、方法、およびそれらに関連したことを遅くとも投票日の1週間前までには伝えなければならないことになっている(2013年バントゥール県知事規則第19条)。有権者への投票通知状は、選挙委員会の指示によって投票所ごとに投票実施グループによって有権者名簿に基づいて作成され、12月10日までに各世帯を通じて配布された「6」。投票通知状には、有権者の名前、有権者の通し番号、住所、投票日(ジャワ歴の5曜とともに)、投票時間、投票所、それに11月28日付の選挙委員会委員長の名前と署名が記載され、選挙委員会の印章が押印されている。さらに一番下に、「この通知状は有権者自身によって持参されなければならない」と書かれている。投票実施グループは、投票当日に有権者が投票所に持参したこの通知状を選挙人名簿と照合して、有権者に投票用紙を手渡すのである。
 - ⑦ 投票時間は最低でも4時間を下回らないことと定められており(2013年バントゥー

ル県知事規則第20条)、今回村長選挙を実施した20カ村では7:00~12:00の5時間で実施された。立候補者は、投票日の前日までに各投票所に1名と村の全体集計会場に1名の立会人(Saksi)の名前を届けなければならないことになっており、これらの立会人は選挙委員会の管轄下に置かれる(2013年バントゥール県知事規則第21条)。ただし、立会人が出席しないことによって選挙の正当性が損なわれることはないとされている(2013年バントゥール県知事規則第21条(3))。選挙委員会から投票日前日の12月14日に各投票所に投票箱と投票用紙が届けられ、各投票実施グループは、投票開始直前までは投票箱が空であることを有権者に示して鍵をかけ、委員の署名した封印紙を張って保管した(2013年バントゥール県知事規則第22条による)。

- ⑧ 投票が終了すると、投票実施グループは、投票した有権者の総数を選挙委員会に報告するとともに、全立候補者の立会人が立会うなかで投票用紙を1枚ずつ精査して立候補者ごとの得票数を用意した記述板に記入する(2013年バントゥール県知事規則第23条および24条)。選挙委員会は、投票実施グループから全投票所の投票結果の報告を受けて、選挙委員会と投票実施グループ長による会議、ついで立候補者の立会人が参加する会議を開いて投票結果をまとめ、それを村協議会議長に報告する(2013年バントゥール県知事規則第25条)。村長の候補者は立候補者のなかで最高の得票者が選ばれるが、ただしその得票数が村長選挙の全有効投票数の25%以上でなければならないとされている(2013年バントゥール県知事規則第1条の15)。
- ⑨ それを受けて村協議会は、議員の3分の2以上の出席を得て特別に村協議会を開き、選挙委員会の報告を審査して選挙で選出された村長の候補者を決定する(2013年バントゥール県知事規則第27条)。そして、選挙委員会は、村長選挙後3日以内に選挙委員会の活動実績と予算執行の内容に関する報告を村協議会に提出し、村協議会は、これらの報告によって村長選挙の結果を郡長を通じて県知事に報告するのである(2013年バントゥール県知事規則第28条)。その際に、村協議会は、a. 村長選挙の評価と結果に関する決定、b. 選出された村長候補者の確定に関する決定、c. 選出された村長候補者に関する書類、それと d. 村長選挙の実施経過に関する書類の4点の文書を添付することになっている。

4. 投票日のチャンデン村役場とプレンブータン部落における投票・開票・集計 作業

前節では、チャンデン村の村長選挙が、2013年バントゥール県知事規則の定めに従って関係組織が作られ、詳細な手続きを踏まえながら必要なプログラムが実施されてきた経過を示して、村長選挙に村民の意思表明の機会がどのように担保されていたのかを垣間見てきた。本節では、選挙投票日の当日に選挙委員会が置かれていたチャンデン村役場と、各部落の投票実施グループが置かれていた投票所で、村民の村長選挙投票に関連してどのようなことが行われたのかを示してみよう。とくに投票所の例については、プレンブータン部落(Dukuh Plembutan)に置かれた2カ所の投票所の一つ第19投票所の事例を通して、村民の投票および集計のプロセスを紹介する。

(1) 投票終了までのチャンデン村役場

雨季の真っただ中にあたる時期に行われた村長選挙の日は、前夜からの雨はほぼ上がっていたが、どんよりとした空模様の日であった。村内の部落間を結ぶ舗装された道路を脇に入ると、ところどころオートバイの車輪の跡に水たまりができているところがあったが、村民の投票には何の支障もない天候だった。選挙委員会は、朝6時過ぎに全員が役場に集まって打ち合わせをするとともに、投票実施グループ長から携帯電話を利用して各投票所の準備状況の報告を受け、予定通り午前7時から12時に村長選挙を実施することを確認して投票実施グループ長に指示した。選挙委員会は、7時前に開いた監視委員との合同会議で予定通り実施することを報告し、7時から投票が開始された。

村長選挙の監視委員は、2013年バントゥール県知事規則に定められている委員ではないが、村の選挙委員会委員のほかに選挙の監視のために県、警察、軍からそれぞれ担当者が派遣されて選挙の監視にあたるものである。この監視委員のなかで留意すべきことは、国防を任務とする軍がいわば治安維持の任務にかかわる村長選挙の監視に委員を派遣していることで、これはスハルトの権威主義体制の時から継続されているものである。チャンデン村の監視委員は、県から①行政監察局の職員(Inspektorat Pemerintah)、②地方局村行政課のチャンデン村担当者(Bagian Pemerintahan Desa, Sekretariat Daerah)、③県の警察官(Satuan Polisi Pamong Praja)の3人、それに郡から④郡指導者会議(MUSPIKA: Musyawarah Pimpinan Kecamatan)¹⁷⁾から派遣された3人の合計6人で構成されていた。かれらは、打合せの後は役場内に用意された部屋で茶、蒸かした落花生やトウモロコシを口にしながら団らんして時間をやり過ごしていた。

(2) チャンデン村プレンブータン部落における投票と開票

チャンデン村内の投票所を示した前掲表4で分かるように、プレンブータン部落には第18投票所と第19投票所の2カ所の投票所が設置された。プレンブータン部落には隣組が全部で5つあり、このうち第1組と第2組は古くからの村に由来するスラテン(Seraten)の名前で呼ばれるカンポンに位置し、ここに第18投票所が設置された。そして第3組、第4組、および第5組は、前者の北側に役場前の広場に面して集落をなしており、ここに第19投票所が設置された。以下では、このうちの第3組、第4組、そして第5組に設置された投票所、第19投票所の事例を示そう。

第19投票所は、この部落の人たちの集会所になっている場所で、王宮の大広間の建物に由来するジャワ独特の形をした屋根と柱だけの吹き抜けのプンドポ(Pendapa)と呼ばれる正方形の建物で、タイル張りの床が地面から1mほど高くなっている。投票所の管理・運営は、部落長(第5組所属)、第3組、第4組、そして第5組の各組長を含む計7名で組織される投票実施グループによって行われた。そのうち1名は女性で、この投票実施グループ委員長は部落長が担当した。さらに部落ごとに任命されている社会保護委員(LINMAS: Perlindungan Masyarakat)の1名がこれに加わり、投票所の準備と開票作業を手伝うとともに投票時間の間は投票所に詰めていた。社会保護委員は、内務省の方針に基づき県知事が部落に複数名ずつ任命しているもので、任務に就く際には支給された軍服のような薄緑色の制服を着用し、その都度手当が支払われる。今回第19投票所では、投票実施グループの委員は、自分たちの判断で全員が白の長袖のワイシャツとネクタイ、黒のズボン、それ

とスカルノ帽子 (Songkok) を着用していた。また、投票所には、投票の開始時から4人の立候補者の立会人がそれぞれ1名ずつ詰めていた。したがって、投票所には投票実施グループのうち女性を除く6名、社会保護委員1名、それと各立候補者の立会人4名の合計11名が詰めていた。さらに、投票所の監視のために、投票時間の間投票所の向いの家の庭にジュティス郡陸軍駐屯地の隊員とジュティス郡警察分署の署員が詰めていた。

前述したように投票は予定通り7:00から開始された。有権者には投票日の19日前の11月28日付で村選挙委員会委員長が署名した投票案内状が事前に配られており、投票の際にはこれを持参することになっている。案内状には、有権者の名前、有権者の番号、有権者の住所、そして投票の日時と場所が記されている。有権者は、投票所に入ると登録担当者のところに投票案内状を提示し、登録担当者の一人が、提示された投票案内状を確認して投票者名簿に番号、名前、住所を記入し、もう一人の登録担当者があらかじめ番号、名前、性別、住所、家族の続柄などが印刷されている有権者名簿と照合し¹⁸⁾、その確認が終わると投票用紙が渡される。

投票用紙はA4版の大きさで、ここに4人の立候補者の顔写真がカラーコピーされていて、有権者は投票用紙を持って記入台に移動し、記入台に用意されている釘を使って投票用紙の投票したい人の写真部分に穴を1カ所開る。これは、読み書きができない人でも投票できるようにするために従来から取られている方法である。有権者は、この穴を開た投票用紙を投票箱に投入して退場するが、退場の際に出口に用意されている青色のインクを、再度投票所に入場できない目印としていずれかの指に付ける。有権者の投票は、朝が早い村人の生活習慣に従って多くの有権者が10:00までには投票を済ませ、それ以降の投票者は少なかった。予定の12:00に投票箱が占められ、投票は無事に終了した。

開票も同じ投票所で同じ投票実施グループによって行われ、社会保護委員も手伝った。 開票作業は、まず投票箱から折りたためられた投票用紙を出して広げ、投票者受付数と照合する。ついで、投票実施グループ委員長が、一票一票穴がどの立候補者に開けられているか、複数開けられていないかを、他の投票実施委員と確認し、同時に立候補者の立会人にも確認してもらう。こうして一票ごとに得票者を確定し、その得票数をボードに張り出した集計表の立候補者ごとの欄に記入していく。記入の際には5票ごとの塊になるように記入する。日本では普通5票の塊が分かるように「正」の字を使って書くが、ここでは1本棒を縦に4本引いて、最後にそれにクロスするように斜めに1棒を引くやり方で5票を表記する。開票の時になると、投票所の周りに部落の人たちも集まってきて、投票結果を見守っていた。

この第19投票所の開票予定は当初12:45~13:30であったが、投票終了後すぐに開票が始められ、13:00までに終了した。有権者名簿に記載された第19投票所の有権者数は368名であった。開票の結果は、投票総数が320票(投票率は86.96%)で、第1候補者Subagyohadi 70票、第2候補者Bandiya 7票、第3候補者Mashudi 12票、第4候補者Subarik 226票、そして無効5票であった。不在者投票の制度はないため、当日投票に来られない有権者には意思を表明する機会が担保されていない。ちなみに第18投票所の有権者は321名で、第19投票所の有権者数368名と合わせたプレンブータン部落の有権者総数は689名であった。また、部落の総人口は1,014名で、有権者数は部落人口の67.9%を占めていた。投票結果の確認が終わると、投票結果報告書に投票実施グループ委員長と各候補者の立会

人が署名し、それを村の選挙委員会に報告する。この後投票所の撤収が完了して、投票実施グループの職務は終了した。

(3) 村役場における集計

各投票所から投票結果の報告書が村の選挙委員会に届けられると、選挙委員会によって全村の投票結果の集計作業が役場の屋内集会所において進められた。集計作業は、監視委員、選挙委員会委員、立候補者の立会人が見守るなかで進められ、さらにそれを投票所の外で村の有権者も見守った。今回の村長選挙の集計作業はコンピュータを利用して行われ、各投票所の集計結果が次々に入力されて各候補者の集計経過が屋内集会所の壁にプロジェクターでリアルタイムに映しだされていたため、だれも集計作業の経過を知ることができた。また、それは村内にネットで中継されていて、住民がパソコンで見ることができるようになっていて、プレンブータン部落の第4組のある家ではそれを中継してプロジェクターで自宅の壁に投影していて、それを近隣の人びとが集まってみていた。このような集計作業のプロセスを見ると、その作業の過程で不正行為が行われることはないものと思われる。村内15部落の投票所は、前掲表4に示したように10部落で2カ所の投票所、5部落で1カ所の投票所の計25カ所に設置され、全投票所からの投票結果の集計作業は14:30前に

村内15部洛の投票所は、前掲表4に示したように10部洛で2カ所の投票所、5部洛で1カ所の投票所の計25カ所に設置され、全投票所からの投票結果の集計作業は14:30前に終了した。投票結果は、表6に示すように有効投票総数が6,729票で、第1候補者のSubagyohadi 2,787票(得票率41.4%)、第2候補者Bandiya 698票(得票率10.2%)、第3候補者のMashudi 1,627票(得票率24.2%)、そして第4候補者のSubarik 1,617票(得票率24.0%)であった。したがって第1候補者のスバギョハディ(Subagyohadi)が2013年バントゥール県知事規則第1条(15)に定められた最低得票率条件の25%を上回り、村長選挙の当選者として確定することになった。

この結果は、選挙委員会から村協議会に報告され、それを受けた村協議会は村長選挙で選出された村長立候補者とその確認資料を翌日の12月16日に郡長に報告した¹⁹⁾。そして、郡長は翌17日に下記の書類をもってチャンデン村村長選挙結果について県知事に報告した。その後、県知事の承認手続を経て20日に次期村長が確定し、2カ月半にわたる村長選挙のプログラムがほぼ予定通りに完了した。

〈ジュティス郡から県への報告文書〉

2013年12月17日

「選挙によるチャンデン村村長候補者」確認の申請について バントゥール県知事女史宛て

チャンデン村村長選挙結果の承認についての2013年第16号の同村村協議会からの手紙と、選出されたチャンデン村村長候補者の決定についての2013年第17号のチャンデン村協議会の条例によれば、2013年12月15日の日曜日に実施されたチャンデン村村長選挙で最も得票が多かった村長選挙の候補者はSubagyohadiであった。上記のことに関連して、村長選挙の承認の意図が継承されるように願う。確認されるように。

ジュティス郡長 署名

表6 チャンデン村村長選挙有権者数・投票者数・各候補者得票結果

		K V	1	心心 对两学句	1作白效, 攻5	ノ心心 医母子角作石 效・及示有数・合医作句 行ぶれた	11.40年末11.14年末			
投票所No	部落名	確定有権者数	投票者数	欠席者数	有効投票数	無効投票数	第1候補者	第2候補者	第3候補者	第4候補者
1	Gadungan Kepuh	475	337	138	313	24	174	16	55	89
2	Gadungan Pasar	447	324	123	286	38	116	13	92	81
3	Jayan	429	359	70	347	12	06	12	121	124
4	Wonolopo	394	290	104	258	32	78	12	124	44
5	Kiringan	389	320	69	258	62	113	38	75	32
9	Kiringan	287	236	51	201	35	126	12	36	27
7	Banyudono	378	296	82	282	14	68	45	88	09
8	Banyudono	338	569	69	246	23	64	7	146	29
6	Ngibikan	318	247	71	242	5	51	10	141	40
10	Ngibikan	418	316	102	281	35	80	8	140	53
11	Gaten	421	331	06	295	36	103	6	29	154
12	Suren Wetan	383	296	87	282	14	101	19	79	83
13	Suren Wetan	318	264	54	242	22	82	9	89	98
14	Suren Kulon	278	212	9/	190	22	68	11	99	24
15	Suren Kulon	260	209	51	197	12	134	12	38	13
16	Beran	324	248	9/	236	12	153	13	38	32
17	Beran	314	245	69	224	21	119	24	35	46
18	Plembutan	321	257	64	256	1	234	10	5	7
19	Plembutan	368	322	46	315	7	70	7	12	226
20	Canden	451	329	122	310	19	120	39	42	109
21	Canden	441	323	118	288	35	135	43	64	46
22	Kralas	369	308	61	303	5	155	72	29	47
23	Kralas	436	354	82	317	37	97	159	32	29
24	Pulokadang	427	354	73	311	43	130	40	64	77
25	Pulokadang	309	260	49	249	11	84	61	24	80
√ □	1111111	9,293	7,306	1,987	6,729	577	2,787	869	1,627	1,617
** We will	、, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	人却在於此								

資料:チャンデン村選挙委員会報告資料

5. おわりに

1965年の政変以来32年間の長期にわたって大統領の座にあったスハルトは、国内の政治的安定と開発政策推進のために中央集権的権威主義体制を築き、国民をさまざまに動員する翼賛的統治体制を組織してきた。そのために、農村部においても人びとが中央や地方政府に対して異議申立や政治的集団行動をする機会は抑圧され、自由で公正な選挙も制約されてきた。

そのスハルトの退陣後,1999年地方行政法と2004年地方行政法によって地方分権化が進められてきた結果,地方行政の末端に位置する村落社会では村民の村落行政に対する意思表明の自由度や投票による村政への参加度がどのように変わってきたのか、このことを明らかにするために、ジョクジャカルタ特別州バントゥール県内のジュティス郡にある4カ村の一つチャンデン村で行われた村長選挙の事例を示してきた。バントゥール県では、2014年に実施される大統領選挙や総選挙と重なって混乱することを避けるために、県内全75か村のうち2014年4月までに任期を迎える20か村の村長の選挙が2013年12月15日に実施された。

本報告では、立候補者それぞれの経歴や政治的主張、立候補に至った経緯および選挙運動などについて資料が不十分なために触れていない制約があるが、事例で示してきたようにチャンデン村における村長選挙の投票と開票のプロセスを見ると、身近な村長選挙のために関心も高く、投票率に示されているように参加度も高くなっている。しかし、有権者が、かつてのスハルトの体制下の投票行動とは異なり、支配勢力の権威による内面的従属から解放された自由意思による投票行動へとどれだけ変化したかについては、今回の調査結果では明らかにできていない。

しかし、新村長に選出されたスバギョハディ (Subagyohadi) は1968年生まれの45歳で、プレンブータン部落の第2隣組長と、同部落に2つある農家グループのうち第1組と第2組の40戸の農家が参加する第1農家グループ (Kelompok Tani) 長を務めていた。かれは、1任期5年の農家グループ長の3期目を務めていることが示しているように、メロン栽培なども手掛ける専業の篤農家で、周囲の人望も厚い人間として評価されている。しかし、かれの祖父は独立後のチャンデン村の初代村長を勤め、かれの親族は村内で有力な政治的勢力を築いてきた。かれは、その祖父の長女の第6子に当り、早くから村政への関心を高く持ち、前回2007年に実施された村長選挙にも立侯補した。その時の村長選挙も4人の立侯補者で争われ、前村長のスパントが当選してかれは第3位の得票数に甘んじた。かれは、今回の再排戦によって村長に選出され、村政リーダーへの思いを実現したのである。

そのような政治的勢力を背景にもつ侯補者が次期村長として選出されたことは、有権者がより自由な意思で選挙権を行使し、多数の意見による支配が実現するようになったと判断することは難しい。また、県政府が2013年バントゥール県知事規則によって村長選挙の実施に関する詳細な手続きを定めていることは、地方政府が、一方で恣意的な選挙を排除して民意の公正な表現を担保しているともいえるが、他方で農村部の住民の間にはまだ民主的な投票行動と政治的参加を期待できるほど民意が育っていないと見なしている、ともいえよう。この村民の投票や政治的意思決定への参加に関してかれらの内面的世界がどのように変わってきたかについての分析は、次の課題としたい。

- 1) 1966年にフィリピンの国際稲研究所で短稈種の高収量品種が開発され、その普及によってコメの飛躍的な増産と稲作の近代化が進められたことをいう。開発された高収量品種は化学肥料と農薬の使用によってその能力を引き出すことができるために、その種籾の購入に加えて、化学肥料と農薬の購入を容易にするクレジットの供与とセットで普及が図られた。インドネシアでの緑の革命は、1964年のビマス/インマス計画から始まり、1984年にコメの自給を達成した。
- 2) 末廣昭は、開発主義を「個人や家族あるいは地域社会ではなく、国家や民族の利害を優先させ、国の特定の目標、具体的には工業化を通じた経済成長による国力の強化を実現するために、物的人的資源の集中的動員と管理を行う方法」だと定義している(末廣昭『キャッチアップ型工業化論―アジア経済の軌跡と展望―』名古屋大学出版会、2002年、111~112頁)。
- 3) ダールは、民主主義概念の曖昧さを避けるために多数者の支配を意味するポリアーキーという概念を作り、民主主義の概念を操作的に定義し直した (Dahl, R. A., Polyarchy, 1971 (高畠通敏・前田脩訳『ポリアーキー』 三一書房、1981年))。
- 4) Prasetyo, P. S., Democracy in the Indonesian Village Society, LIT VERLAG, Münster, 2005, p. 36.
- 5) 拙稿,「インドネシアにおける地方分権化と村落行政組織の再編—1979年村落行政法による村落行政組織から1999年地方行政法による村落行政組織への民主的な再編を中心に一」(藤井勝ほか編『東アジア「地方的世界」の社会学』晃洋書房, 2013, pp. 389-412)

拙稿,「インドネシアにおける地方分権化の後退—1999年地方行政法から2004年地方行政法への村落自治組織の再々編—」(『椙山女学園大学研究論集』第45号(社会科学篇), 2014, pp. 97-118)

- 6) Desa Canden, Data Monografi Desa: Semester 2 Tahun 2009, による。
- 7) ibid.
- 8) ibid.
- 9) Pemerintah Kabupaten Bantul, *Laporan Penanganan Bencana Alam Gumpa Bumi di Kabupaten Batul Tahun 2006, Buku 2*、による。
- 10) Peraturan Bupati Bantul Nomor 52 Tahun 2013 tentang Petunjuk Pelaksanaan Peraturan Daerah Kabupaten Bantul Nomor 21 Tahun 2007 tentang Tata Cara Pencalonan, Pemilihan, Pelantikan dan Pemberhentian Lulah Desa Sebagaimana Telah Diubah dengan Peraturan Daerah Kabupaten Bantul Nomor 2 Tahun 2013 tentang Perubahan atas Peraturan Daerah Kabupaten Bantul Nomor 21 Tahun 2007 tentang Tata Cara Pencalonan, Pemilihan, Pelantikan, dan Pemberhentian Lurah Desa.
- 11) 1999年地方行政法で設置された村議会が、2004年地方行政法で村協議会に再編された。詳しくは拙稿2013bおよび2014を参照されたい。
- 12) 社会保護委員は、社会秩序の安定のために内務省の指示で県知事が委員を部落ごとに分布するように任命しているもので、チャンデン村では合計40名が任命されている。かれらは、隊員服のような制服が支給され、県、郡、村の行事の際に混乱が起こらないように動員されること多いが、とくに選挙の時には必ず参加することが求められ、その行事に参加するたびに手当が支払われている。
- 13) もし立候補者がいなければ、村協議会の決定で立候補受け付けの日程を延長することができ、 そのことは7日以内に郡長を通じて県知事まで報告されなければならないことになっている。 また、村長選挙の遅延は最長1年以内である(2013年バントゥール県知事規則第14条)。
- 14) 2004年地方行政法の村長立候補者の要件に関する規程も含めて、拙稿2014「インドネシア における地方分権化の後退―1999年地方行政法から2004年地方行政法への村落自治組織の

黒 柳 晴 夫

- 再々編―」(『椙山女学園大学研究論集』(社会科学篇)第45号)に示した「村協議会に関する2007年バントゥール県地方条例」を参照。
- 15) ちなみに12月15日にバントゥール県内全20カ村で行われた村長選挙の立候補者数別の村数を示すと、立候補者1人が5カ村、立候補者2人が5カ村、立候補者3人が3カ村、立候補者4人が3カ村、立候補者5人が1カ村、そして立候補者6人が3カ村で、全体の半数の村が1人ないし2人の立候補者であった。
- 16) ただし、有権者名簿の作成以前からあるいはその後に村外に働きに出て不在になっている人には、それぞれの世帯から渡してもらうことになっていたが、実際には渡されていない事例も少なくなかった。
- 17) これは、内務省の指導で組織されている郡指導者間の調整会議である。ジュティス郡の郡指導者会議(MUSPIKA)は、ジュティス郡長(Camat Kecamatan Jetis)、ジュティス郡陸軍駐屯地(KORAMIL: Komando Rayon Militer Jetis)の隊長(DANRAMIL: Komandan Rayon Militer Jetis)、それとジュティス郡警察分署(POLSEK: Kepolisian Sektor Jetis)の分署長(KAPOSEK: Kepala Kepolisian Sektor)の3人で構成されている。
- 18) 2013年バントゥール県知事規則第22条には、投票所に来た有権者への投票用紙を渡す際に、投票案内状や呼び名で本人の確認をする方法が定められている。
- 19) 村協議会から郡長への報告は、2013年バントゥール県知事規則第28条(2) によれば3日以内に行わなければならないとされている。

文 献

- 黒柳晴夫,2009「インドネシアの地方分権化による村落自治組織の再編(1)」(椙山女学園大学『文化情報学部紀要』第9巻,第2号,1-9頁)。

- ------, 2013b「インドネシアにおける地方分権化と村落行政組織の再編—1979年村落行政法 による村落行政組織から1999年司法行政法による村落行政組織への民主的な再編を中心に—」 (藤井勝ほか編『東アジア「地方的世界」の社会学』晃洋書房, 389-412頁)。
- -----, 2014「インドネシアにおける地方分権化の後退—1999年地方行政法から2004年地方 行政法への村落自治組織の再々編—」(『椙山女学園大学研究論集』(社会科学篇)第45号, 97-118頁)。
- 水野広祐,2006「合議・全員一致と多数決原理の間で」(杉島敬志・中村潔編『現代インドネシアの地方社会』NTT出版,148-176頁)。
- 岡本正明,2012「逆コースを歩むインドネシアの地方自治―中央政府による「ガバメント」強化 への試み―」(船津鶴代ほか編『変わりゆく東南アジアの地方自治』アジア経済研究所,27-66 頁)。

2004年地方行政法下の村落自治と村長選挙

島上宗子, 2012「インドネシア分権化時代の村落改革―「村落自治」をめぐる理念と現実―」(船 津鶴代ほか編『変わりゆく東南アジアの地方自治』アジア経済研究所、67-104頁)。

Afadlal ed., 2004 Dinamika Kekuatan Masyarakat Lokal Era Otonomi Daerah, L1P1, Jakarta.

Cahyono, Heru, ed. 2005 Konflik Elite Politik di Pedesaan, LIPI, Jakarta.

Dahl, R. A., Polyarchy, 1971 (高畠通敏・前田脩訳『ポリアーキー』三一書房, 1981年)

Hidayat, Syarif, 2007 Too Much Too Soon, PT RajaGrafind Persada, Jakarta.

Nurhasim, Moch. et al., 2007 Penguatan Kapasitas Desa di Indonesia, LIPI, Jakarta.

Prasetyo, Pius S. 2005 Democracy in the Indonesian Village Society, LIT.

(付記)

本研究は、平成26年度科学研究費補助金(基盤研究(C))「農村社会の持続的発展と村落自治―ジャワ農村の地方分権化と村落行政組織再編の研究―」の助成を受けて行った研究成果の一部である。現地調査の実施にあたっては、カウンターパートのインドネシア国立ガジャマダ大学(Gadjah Mada University)人口政策研究所のアグス(Agus Heruanto Hadna)所長とスカンディ(Sukamdi)准教授をはじめ多くの方々のお世話になった。記して謝意を表したい。